

## 役員・評議員報酬及び費用弁償規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人あさぎり福祉会（以下「本法人」という）の役員並びに評議員の報酬及び費用弁償の支給について必要な事項を定めるものとする。

### (報酬等の額)

第2条 理事に対して、各年度の総額が、150,000円を超えない範囲で報酬を支給する。但し、職員兼務の理事を除く。

2 監事に対して、各年度の総額が、100,000円を超えない範囲で報酬を支給する。

3 評議員に対して、定款で定める金額の範囲で報酬を支給する。

4 前各号の支給基準については、理事会・評議員会への出席及び監事監査の実施に対して、日当による支給とする。また、支給については、日当より源泉税を控除し、交通費を加算して支給する。日当及び交通費については、別表1を適用する。

### (費用弁償)

第3条 役員及び評議員が本法人に関する職務のため出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額及び方法等については、本法人の旅費規程に定める上級の職の者に関する規定を準用する。

### (重複給与の禁止)

第4条 役員で本法人の給与規程の適用を受ける職員が、この規程の適用を受ける役員を兼ねるときは、役員として受けるべき報酬及び費用弁償は支給しない。

### (改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

### 附則

1 この規程は、平成7年10月2日より施行する。

2 この規程は、平成13年12月1日より一部改正し、施行する。

3 この規程は、平成25年1月1日より一部改正し、施行する。

4 この規程は、平成29年4月1日より一部改正し、施行する。